2017年7月10日

企業会計基準委員会 御中

弁護士法人漆間総合法律事務所 弁護士 松田良成

実務対応報告公開草案第52号

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い (案)」についてのコメント

1. 質問1乃至質問4に対する意見とその理由 同意しない。

(理由)第15項において「権利確定条件付き有償新株予約権が、ストック・オプション会計基準第2項(2)に定めるストック・オプションに該当し、ストック・オプション会計基準の適用範囲に含まれるのか、複合金融商品適用指針の適用範囲に含まれるのかが必ずしも明確ではなかった」とあるが、そもそも実務上は、複合金融商品適用指針の適用範囲に含まれるものとして扱われてきた経緯があり、かかる新株予約権にストック・オプション会計基準を適用していた事例は近年では知る限り全く存在しない。

既に実務上は、公正価値の払込みを伴う新株予約権の発行は複合金融商品適用指針の適用範囲であるものとされており、かかる発想は、会社法の報酬概念にも合致するものである。

また、第 17 項(1)において、「権利確定条件付き有償新株予約権は、その付与に伴い従業員等が一定の額の金銭を企業に払い込むという特徴を除けば、ストック・オプション会計基準を設定した当初に主に想定していたストック・オプション取引と類似している」とする。

しかしながら、権利確定条件付き有償新株予約権もあくまでも金融商品であり、 公正価値相当額を払い込んで取得する取引はあくまでも投資である。上記の主張は、 売買は対価を支払う点を除けば贈与と類似している、というのと同旨の主張であり、 法的に重要な要素である対価の授受を無視して法的構成を論議するのは暴論と言わ ざるを得ない。

なお、会社法実務においても、かかる取引は投資であり、報酬ではないことから (上場会社の場合)株主総会が必要ないという点は通説となっている状況であり、 会社法の解釈を逸脱した形で会計基準の一角が変更されることは、逆に会社法への 影響をも看過できず、到底容認できない。

2.質問5に対する意見

第 4 項において「権利確定条件付き有償新株予約権が従業員等から受けた労働や業務執行等のサービスの対価として用いられていないことを立証できる場合」には複合金融商品適用指針に従うものとされているが、通常は、時価相当額の払込みを行っていることが逆に労働や業務執行等のサービスの対価ではないことを証明するに他ならない。しかしながら、本公開草案は、この点を敢えて、公正価値による払込みがあっても報酬として費用計上が必要と言い切るものであり、だとすればいかなる場合に上記立証を行うことができるのか不明である。

例えば、公正価値の倍額を払込み、新株予約権を取得した場合であっても、従業員等が払い込んでいる以上は、報酬性が否定できないということで費用計上が必要になるのであろうか?

公正価値相当額の払込みでは報酬性が否定できないのであれば、どのような場合に報酬性が否定できるのか明確な基準が必要であろう。でなければ、企業会計基準委員会が述べるストック・オプション会計基準と複合金融商品適用指針の適用範囲の疑義が逆方向で生じるだけであり、何ら指針としての意味をなさない。

この点を看過して本公開草案が効力を有することとなってしまうと、今後、従業員等が自社の新株予約権を取得する場合には事実上常にストック・オプション会計基準の適用があることになり、例えば上場企業の従業員が時価で勤務先企業の株式を(完全に自費で)購入した場合に費用計上が不要であることとの整合性が逆に問題になり得るものと考える。

結局、本公開草案は、公正価値の支払いがあれば金融商品への投資であると考える線引きを曖昧にするだけで、逆に、不当な費用計上を招く結果になりかねない。

また、公正価値の算定は、一般の監査法人にとっても難易度の高い作業である。四大 監査法人においても不祥事が見受けられ、ガバナンスの問題が騒がれている昨今におい て、本公開草案が効力を生じ、IFRS にも定めがない難解な取扱いを日本のみが要求する ことで、日本における四大監査法人に属しない監査法人の締め出しに繋がり、それが大 手監査法人の寡占状態を支持する結果となることを懸念する。

以上